

# 熊本県公報

第10896号  
平成14年10月9日(水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目次

告示  
指定居宅サービス事業所の指定.....(高齢保健福祉課) 1  
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項.....(経営金融課) 1  
公告  
熊本周辺地域高度技能活用雇用安定計画の公表.....(労働雇用課) 2  
開発行為に関する工事の完了.....(建築課) 11  
" ".....( " ) 11  
県有林立木の公売.....(森林整備課) 11  
土地改良区役員の退任及び就任.....(農村計画課) 12  
開発行為に関する工事の完了.....(建築課) 14  
登載依頼  
鹿本地域保健医療推進協議会の会議の開催.....(鹿本地域保健医療推進協議会) 14  
鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催.....(鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 15  
平成13年度定期監査結果に基づく改善措置.....(監査委員) 15  
正誤  
平成14年9月27日熊本県公告第745号(菓子博関連交通誘導業務委託に係る一般競争入札の実施)中.....(観光物産課) 20

## 告示

熊本県告示第768号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成14年10月9日

熊本県知事 潮谷 義子

### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 熊本介護サポート 熊本市京町二丁目12番75号	有限会社 熊本介護サポート	平成14年10月1日

### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市山ノ内デイサービスセンター 熊本市山ノ内二丁目1番6号	特定非営利活動法人 あやの里	平成14年10月1日

熊本県告示第769号  
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成14年10月9日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項  
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項(平成14年熊本県告示第366号)の一部を次のように改正する。  
第6条第4号を削る。  
第7条第1号中「及び第4号」及び「ただし、前条第4号に掲げる者に対する運転資金にあっては、4,000万円以内とする。」を削る。  
第7条第3号中「(前条第4号に掲げる者に対する運転資金にあっては、年1.90パーセ

ント以内)」を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 融資利率は、平成14年10月9日から平成15年3月31日までに資金の貸付がなされたものに限り、第7条第3号の規定にかかわらず、年2.00パーセント以内とする。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第758号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第8条第1項の規定に基づき策定した熊本周辺地域高度技能活用雇用安定計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により、次のように公表する。

平成14年10月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 熊本周辺地域高度技能活用雇用安定計画

## 1 熊本周辺地域高度技能活用雇用安定地域の区域

### (1) 区 域

熊本周辺地域高度技能活用雇用安定地域の区域は次のとおりとする。

熊本市、菊池市、下益城郡富合町、菊池郡（大津町・菊陽町・合志町・西合志町・泗水町・旭志村）、阿蘇郡西原村、及び上益城郡（益城町・嘉島町・御船町）の2市9町2村

### (2) 高度技能活用雇用安定地域に該当するための地域要件について

熊本周辺地域は、以下のとおり高度技能活用雇用安定地域としての要件を全て満たしている。

#### イ 高度技能労働者を雇用する事業所の集積状況

熊本周辺地域は、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」（平成9年法律第28号。以下「地域産業集積活性化法」という。）に基づく基盤的技術産業が集積している次のいずれにも該当する地域であり、かつ、可住地面積は、農林水産省 2000年世界農林業コンセンサスによると61,287ヘクタール（基準：おおむね7万ヘクタール以下）である。

また、当地域は、接続した市町村からなる区域であり、地域産業集積活性化法第5条第1項に基づく基盤的技術産業集積活性化計画である「熊本地域産業集積活性化計画」における地域と同一地域である。

(イ) 事業所の出荷額の合計額（当地域内で基盤的技術産業に係るもの）  
6,265億円（基準：おおむね1,000億円以上）

(ロ) 従業員数の合計数（当地域内で基盤的技術産業に係るもの）  
19,418人（基準：おおむね5,000人以上）

(ハ) 事業所の合計数（当地域内で基盤的技術産業に係るもの）  
605か所（基準：おおむね100か所以上）

[(イ)～(ハ)は、(財)日本立地センター調べ(平成11年249業種合計数値)]

#### ロ 地域の求人及び求職者の状況

別表のとおり熊本労働局調べによると当地域の最近6か月間における常用有効求人倍率（以下「有効求人倍率」という。）の月平均値は、0.36倍